

函館市身体・知的障害者相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市が身体障害者福祉法第12条の3または知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき、身体障害者相談員または知的障害者相談員（以下「相談員」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談員は、身体障害者または知的障害者（以下「身体・知的障害者」という。）の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体・知的障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体・知的障害者に関する援護思想の普及等、身体・知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(任命)

第3条 市長は、人格識見が高く社会的信望があり、身体・知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、かつ、地域の実情に精通している者のうちから適当と認められる者に対し、相談員を任命するものとする。この場合、市長は、別記第1号様式の「任命書」および別記第2号様式の「相談員証」を交付する。

(業務)

第4条 相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)身体・知的障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2)身体・知的障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
- (3)身体・知的障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4)身体・知的障害者に対する市民の認識を深めるため、関係機関等との連携を図って援護思想の普及に努めること。
- (5)その他前各号に附帯する業務を行うこと。

(関係機関との連携)

第5条 相談員は、その業務を行うにあたって、福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保つものとする。

(任命の期間)

第6条 相談員の任命の期間は2年とする。ただし、補欠の相談員の任命期間は前任者の残任期間とする。

(任命の解除)

第7条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する任命を解除することができる。

(1)業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合。

(2)業務を怠り、または業務上の義務に違反した場合。

(3)相談員たるにふさわしくない非行のあった場合。

(4)相談員より辞退の届出があった場合。

(遵守事項)

第8条 相談員は、その業務を行うにあたって、次の各号を遵守しなければならない。

(1)相談員は、個人の人格を尊重し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(2)相談員は、その業務を行うにあたって、第3条により交付された「相談員証」を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

(活動状況報告)

第9条 相談員は、その業務に必要な記録その他の帳票等を整備し、その活動状況を、各年度終了後、4月末日までに市長に報告しなければならない。

(研修)

第10条 市長は、相談員の資質の向上のため、年1回以上の研修を行うものとする。

(活動費)

第11条 相談員には、業務の実施に必要な通信費、交通費等に充てる経費として、別表に定める額を支給する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日より施行する。

別 表

項 目	金 額
活動費	年度につき 25,000円
交通費	第10条に定める研修1回につき 500円
旅費	職員の旅費に準じた額

任 命 書

様

障害者相談員に任命します

任命期間は 年 月 日までとします

年 月 日

函館市長

別記第2号様式

第 号

障害者相談員証

氏名

上記の者は函館市 障害者
相談員であることを証明します。

年 月 日

函館市長

任命期間

年 月 日から
年 月 日まで